

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月22日 09時32分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重 ^{みえ} 埼北西方沖 能瀬 ^{のせ} 灯標から真方位291° 1,700m付近 (概位 北緯32° 48.5′ 東経129° 42.8′)
事故の概要	漁船第21成漁丸 ^{せいりょう} は、南東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第21成漁丸、14トン NS2-13488、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.65m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、南東進中、船長Aが、左舷船首方の漁船1隻の他に船舶を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、航行を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、船首を東方に向け、船外機を停止して漂流中、操縦者Bが、左舷船尾方から接近するA船が漂流中のB船を避けると思い、釣りを行っていたところ、機関音を聞いて至近にA船を認め、笛を吹き、手を振りながら叫んだものの、海に飛び込んだ直後、A船と衝突した。 操縦者Bは、固型式救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思って航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、A船が漂流中のB船を避けると思って漂流を続けたことから、衝突を避ける時機を失し、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思って航行を続け、また、操縦者Bが、A船が漂流中のB船を避けるとして漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は、予断を持たず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・漂流中、接近する他船を認めた場合は、機関を使用して移動するなど、余裕がある時機に衝突を避けるための措置をとること。